第七条

条約第十一条を次のように改める。

第十一条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2　1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3　2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a)　当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関である場合

(b)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

(c)　当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合

(i)　銀行

(ii)　保険会社

(iii)　証券会社

(iv)　(i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業と第九条1(a)又は(b)に規定する関係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの

(d)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金又は年金計画であつて、当該利子が第三条1(k)(ii)に規定する活動に関して取得された場合

(e)　当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の居住者により行われる信用供与による設備又は物品の販売の一環として生ずる債権に関して支払われる場合

4　3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が所有する機関」とは、次のものをいう。

(a)　日本国については、

(i)　日本銀行

(ii)　株式会社日本政策金融公庫

(iii)　独立行政法人国際協力機構

(iv)　独立行政法人日本貿易保険

(v)　日本国政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

(b)　スイスについては、

(i)　スイス国立銀行

(ii)　スイス輸出保険

(iii)　スイス傷害保険基金（ＳＵＶＡ）

(iv)　千九百四十六年十二月二十日の老齢保険及び遺族保険に関する連邦法の対象となる機関

(v)　スイス連邦政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

5　この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

6　1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7　利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債務が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設の存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8　利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合において、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払つた上で、各締約国の法令に従つて租税を課することができる。

9　一方の締約国の居住者が債権に関して他方の締約国内において生じた利子の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a)　当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

(b)　いずれの締約国の居住者でもないこと。

第八条

条約第十二条を次のように改める。

第十二条

1　一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

2　この条において、「使用料」とは、文学上、芸術上若しくは学術上の著作物（映画フィルム及びラジオ放送用又はテレビジョン放送用のフィルム又はテープを含む。）の著作権、特許権、商標権、意匠、模型、図面、秘密方式若しくは秘密工程の使用若しくは使用の権利の対価として、又は産業上、商業上若しくは学術上の経験に関する情報の対価として受領されるすべての種類の支払金をいう。